# 技能・経験に応じた処遇改善等加算の仕組み

#### 栶

副主任保育士・専門リーダー(月額4万円の処遇改善)・職務分野別リーダー・若手リーダー(月額5千円の処遇 改善)等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、 キャリアアップによる処遇改善に要する費用に係る公定価格上の加算を創設。

#### 2 要

- 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行う(処遇改善等加算と同様)
- 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

  - < 月額4万円の処遇改善の対象者> ・副主任保育士等の職位の発令・職務命令 ・経験年数が概ね7年以上

  - ・4分野以上の研修を修了していること

- < 月額5千円の処遇改善の対象者> ・職務分野別リーダー等の発令・職務命令 ・経験年数が概ね3年以上
- ・担当分野の研修を修了していること

経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能 研修受講の必須化時期については、令和3年度までは研修の受講要件を課さず、受講状況等を踏まえ、令和3年度の 早期に結論を得る。

職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

#### 3 職員への配分方法

- 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分(園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5)を支給。
- 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を1**人以上確保**した上で、副主任保育士等、 職務分野別リーダー等に配分(月額5千円~4万円未満)。
- 職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保する(月額5千円~副主任保育士等の最低額)。
- 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可(令和4年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内。)。

# 幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

### 研修による技能の習得を通じた、 キャリアアップ



<u>(注1)</u>

#### <u>既存の研修をキャリアアップ</u> のために受講

【算入可能な研修について】

以下の主体が実施する、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修

都道府県·市町村

大学等(大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認 定講習開設者)

幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が 適当と認める者

(申請のための統一様式あり)

その他加算認定自治体が適当と認める者 (園内研修など、申請のための統一様式あり)

加算認定自治体による、個別の研修の各コマの 内容の確認は不要 < 標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数 > 公定価格上の職員数

園長1人、副園長·教頭1人、主幹教諭1人、幼稚園教諭7人、事務職員2人合計12人

園長 < 平均勤続年数27年 >

副園長·教頭 < 平均勤続年数24年 >

主幹教諭 < 平均勤続年数19年 >

#### 新中核リーダー<sub>(注2、3)</sub>



月額4万円の処遇改善

標準規模の園で3人

【要件】 (園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)(注4)

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+研修の修了(60h)
- エ 中核リーダーとしての発令

- 【要件】
- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 研修の修了(60h)
- エ 専門リーダーとしての発令

# $\Box$

#### (新)若手リーダー

月額5千円の処遇改善

標準規模の園で2人

(園長·副園長·教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5)(注4)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 研修の修了(15h)
- ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 < 平均勤続年数7年 >

#### (注1) 研修に係る加算要件については、令和3年度までは研修の受講要件を課さなN

研修受講の必須化時期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で、令和3年度の早期に結論を得る。

- (注2) 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可
- (注3) 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
- (注4) 「園長·副園長·教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するもの

# 保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、 キャリアアップができる仕組み を構築



(注1)

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数> 公定価格上の職員数

園長1人、主任保育士1人、保育士12人、 調理員等3人 合計17人

#### 園長

< 平均勤続年数24年 >

## 主任保育士

<平均勤続年数21年>

#### キャリアアップ研修の創設(H29)

以下の分野別に研修を体系化

#### 【専門研修】

乳児保育 幼児教育 障害児保育 食育・アレルギー 保健衛生・安全対策 保護者支援・子育て支援

【マネジメント研修】 【保育実践研修】

研修の実施主体:都道府県等 研修修了の効力:全国で有効

研修修了者が離職後再就職 する場合:以前の研修修了の 効力は引き続き有効

## 新副主任保育士(注2)

新専門リーダー(注2)

月額4万円の処遇改善

標準規模の園で5人

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)(注3)

- ア 経験年数概ね7年以上
- 職務分野別リーダーを経験 ウ マネジメント+3つ以上の分野
- の専門研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

- 【要件】
- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

(新)職務分野別リーダー

【要件】

月額5千円の処遇改善

標準規模の園で3人

(園長・主任保育士を除〈保育士等全体の概ね1/5)(注3)

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記 ~ )の研修を修了
- 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー としての発令 乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等 同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 < 平均勤続年数8年 >

- (注1) 研修に係る加算要件については、令和3年度までは研修の受講要件を課さない
  - 研修受講の必須化時期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で、令和3年度の早期に結論を得る。
- (注2) 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。
- (注3)「園長·主任保育士を除〈保育士等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するものである。